

# 建築物の安全確認をしましょう



## 1. 定期報告制度とは

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません（第8条第1項）。さらに、政令に定められた建築物（下記、対象建築物）の所有者・管理者は、定期（下記、報告時期）に、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません（第12条第1項）。

近年、ホテルや福祉施設等の建築物で火災による死亡事故が発生し、この中には建築物の安全性の確保に重要な日常の維持保全や、定期的な調査等が適切に行われていなかったことが事故の一因と見られるものがありました。このようなことから建築基準法の「定期報告制度」が、以下のとおり改正されました（平成28年6月1日から施行）。

○高齢者、障害者、妊産婦の方等が就寝する機能を有する「就寝用福祉施設」については、避難に時間を要すると考えられることから、新たに定期報告の対象となりました。

○「防火設備」が適切に作動、閉鎖しなかった事により多数の死者が出た火災事故を鑑み、定期報告が必要な建築物や小規模な病院、診療所、就寝用福祉施設に設置されている防火シャッター等の「防火設備」については、平成30年度から「1年毎」に報告していただくことになりました。

## 2. 令和5年度の定期報告対象用途と報告時期

用途	用途に供する階又は規模 (①～③のいずれかに該当するもの)	報告時期	報告間隔
劇場、映画館又は演芸場	①地階>100㎡又は3階以上>100㎡ ②客席部分の床面積≥200㎡ ③主階が1階にないもの	10/1 ～ 11/30	建築物の報告は2年毎です。
観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	①地階>100㎡又は3階以上>100㎡ ②客席部分の床面積≥200㎡	10/1 ～ 11/30	建築物の報告は2年毎です。
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、就寝用福祉施設(サービス付き高齢者向け住宅、障害者グループホーム、児童福祉施設等。)	①地階>100㎡又は3階以上>100㎡ ②2階部分の床面積≥300㎡	6/1 ～ 7/31	建築物の報告は2年毎です。
旅館又はホテル	①地階>100㎡又は3階以上>100㎡ ②2階部分の床面積≥300㎡	<b>2024年度の報告</b>	建築物の報告は2年毎です。
博物館、美術館、図書館、体育館(学校に附属するものを除く)、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	①3階以上>100㎡ ②床面積≥2,000㎡	6/1 ～ 7/31	建築物の報告は3年毎です。
百貨店、マーケット、展示場、キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	①地階>100㎡又は3階以上>100㎡ ②2階部分の床面積≥500㎡ ③床面積≥3,000㎡	6/1 ～ 7/31	建築物の報告は2年毎です。

- ※ 定期報告書の調査時期は、報告日から3ヶ月以内です。
- ※ 複数の用途に供する建築物にあつては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもって、その主要な用途に供する部分の床面積の合計とします。
- ※ 避難階のみに報告が必要な建築物の用途がある場合には、定期報告の提出は必要ありません。
- ※ 「就寝用福祉施設」については、利用者の就寝の用に供するものに限ります。
- ※ 「劇場、映画館又は演芸場」については、平成29年度から報告時期が変更になっています。

## 3. 定期報告書についてのお問い合わせおよび提出先

提出先 高崎市 建設部 建築指導課  
〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1 市庁舎11階  
お問い合わせ先 電話 027-321-1271 FAX 027-323-5296

## 4. 定期報告書の提出部数

○**定期報告書は2部**提出してください。(正1部、副1部)

※建築物の書類を提出してください。

※調査結果表(別記)、別添1、2も忘れずに添付してください。

※定期報告書の2部のうち1部は、後日、審査後に返却されます。

○**概要書は1部**提出してください。(建築指導課内で公開されます。)

○郵送での提出も可能ですが、その場合は、副本の返送用封筒(切手貼付け済)を添えてください。

○審査の結果、良好な建築物に定期報告済証が交付されます。建築物入口等の見やすい場所に掲示してください。

## 5. 定期報告書の書式用紙について

高崎市建築指導課のホームページからダウンロードできるHPへのリンクがあります。

※高崎市は、国土交通省の告示と同一の書式を使用しています。

## 6. 調査(検査)の資格を有する者について

建築物や防火設備の定期的な調査(検査)は、専門技術を有する資格者が行う必要があります。

【建築物の調査を行うことができる資格者】

『1級建築士』、『2級建築士』又は『特定建築物調査員』

【防火設備の検査を行うことができる資格者】

『1級建築士』、『2級建築士』又は『防火設備検査員』

## 7. 虚偽及び未報告の場合

建築基準法第101条第2項の規定により、虚偽及び未報告の場合は、100万円以下の罰金に処せられる恐れがあります。

## 8. その他

<p>平成28年6月1日から 右記の事項が改正になりました。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>定期報告が不要となった建築設備等について</b> これまで建築物の定期報告とともに提出されていた「換気設備」「排煙設備」「非常用の照明設備」「給排水設備」の定期報告は平成28年度から提出不要となりました。</li><li>・<b>対象建築物が一部変更されています</b> 学校、事務所、通所介護施設等の報告が不要になりました。 詳細は、建築指導課までお問い合わせください。</li></ul>
<p>平成29年5月9日から 右記の事項が改正になりました。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>対象建築物と報告時期が一部変更されました</b> 建築物の用途が「劇場、映画館又は演芸場」について、高崎市建築基準法施行細則第10条を改正し、報告時期が10月1日から11月30日までに変更になっています。</li></ul>